

瀬戸市告示第103号

平成20年瀬戸市告示第36号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。

平成25年9月25日

瀬戸市長 増岡錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
瀬戸市定光寺野外活動センター施設等使用料の徴収事務	<省略>	瀬戸市定光寺野外活動センター施設等使用料の徴収事務	<省略>
<u>保育所使用料の収納事務</u>	<u>株式会社トットメイト</u>	狂犬病予防注射等手数料の徴収事務	<省略>
狂犬病予防注射等手数料の徴収事務	<省略>		